

# 令和5・6年度 加須市 物品購入等 競争入札参加資格審査 申請の手引

[物品・印刷・建築物管理・物品関連委託・物品賃貸借]

競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出にあたっては、この手引きをよく読んで正確に記載し、誤りや記載漏れ等がないようにしてください。

なお、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に、故意に虚偽の事項を記載したときには、競争入札参加資格を取り消すことがあります。

## 申請方法

受付場所への持参又は郵送

## 受付期間及び時間

(1) 持参の場合

令和5年1月16日（月）～1月27日（金）（土曜・日曜・祝日を除く）  
午前9時～11時30分、午後1時30分～3時30分（時間厳守）

(2) 郵送等の場合

令和4年12月22日（木）～令和5年1月27日（金）消印有効

加須市 総合政策部 管理契約課

〒347-8501

埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

TEL 0480-62-1111（内線394・396）

FAX 0480-62-5981

# 目 次

I	競争入札参加資格審査 申請案内	3
1	申請できない者	3
2	申請書等の配布	3
3	申請方法	3
4	資格の有効期間	4
5	審査結果等の通知	4
6	問い合わせ先	4
7	その他の注意事項	5
II	競争入札参加資格審査 提出書類一覧	6
III	競争入札参加資格審査 提出書類記載要領	7
1	提出書類について	7
2	競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）について	7
3	競争入札参加資格希望業種（様式第2号）について	7
4	免許・資格等一覧表（様式第3号）について	8
5	営業経歴書（様式第4号）について	8
6	取扱銘柄一覧表（様式第5号）について	8
7	主な官公署契約実績（様式第6号）について	9
8	委任状（様式第7号）について	9
9	組合構成員名簿（様式第8号）について	9
10	競争入札参加資格審査入力票（様式第9号）について	9
11	誓約書（様式第10号）について	9
12	登記事項証明書（商業登記簿謄本）について	9
13	身分証明書について	9
14	成年後見登記されていないことの証明書について	10
15	印鑑証明書について	10
16	申告所得税及復興特別所得税又は法人税と消費税及地方消費税の納税証明書について	10
17	法人市民税又は市民税の納税証明書について	10
18	許可等にかかる証明書等について	10
19	定型封筒について	10
IV	申請後の注意事項	11
1	変更届について	11
2	承継申請書（様式第11号）について	12
3	参加資格の抹消について	12

## I 競争入札参加資格審査 申請案内

加須市が締結する次に掲げる契約の入札（令和5年4月1日から令和7年3月31日までの入札）に参加を希望する者は、この手引きに従って競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出してください。

・ 物品    ・ 印刷    ・ 建築物管理    ・ 物品関連委託    ・ 物品賃貸借

### 1 申請できない者

次のいずれかに該当する者は申請できません。

- (1) 登録、許可、免許等を営業の要件とする営業種目について、当該登録等を受けていない者
- (2) 申請日前2年間において振り出した小切手又は手形が不渡りとなり、銀行取引を停止されている者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び同法施行令第167条の11第1項において準用する同法施行令第167条の4の規定に該当する者

### 2 申請書等の配布

申請の手引（本冊子）及び市指定様式は、加須市ホームページからダウンロードしていただくか、加須市役所本庁舎3階管理契約課窓口にて原本を貸し出します。各自でコピー（1枚10円）をしてください。

### 3 申請方法

受付場所への持参又は送付先へ郵送等により提出してください。

必要な書類を全て受領した段階で受理としますので、期限までに余裕を持って申請してください。

※書類の不備や記入不足等、申請内容に不備があった場合は、電話又はFAXで指示する期間内に補正していただきますので、補正に対応できるよう早めに提出してください。補正ができなかった場合は、申請の取り下げとして扱います。

## (1) 持参の場合

書類受付のみとなります。その場での審査は行いません。

### ① 受付期間及び時間

令和5年1月16日（月）～1月27日（金）（土曜・日曜・祝日を除く）

午前9時～11時30分、午後1時30分～3時30分（時間厳守）

※持参による提出の場合、受付時間外は会場を閉鎖しております。

申請書を持参される際は受付時間内にお越しくください。

### ② 受付場所

加須市役所本庁舎2階201会議室（危機管理防災課隣の会場）

## (2) 郵送等の場合

「令和5・6年度競争入札参加資格審査申請書（物品） 在中」と赤字で明記し、配達を確認できるように簡易書留（又は一般書留）や宅配便等で送付してください。

※受付開始日以前に書類の到着があった場合は、提出書類の引き取り及び受付期間内での再提出をお願いすることがあります。受付期間中に書類が届くよう書類を発送してください。

※普通郵便で発送し誤配等で到着しなかった場合や、料金後納郵便等送付日が消印で確認できない場合は、発送の事実確認ができないため受付できない場合がありますのでご注意ください。

### ① 受付期間

令和4年12月22日（木）～令和5年1月27日（金）消印有効

### ② 送付先

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

加須市役所総合政策部管理契約課 管理契約担当 宛

## 4 資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

## 5 審査結果等の通知

令和5年3月下旬までに郵送にて通知します。令和5年4月になっても通知がない場合は、管理契約課までお問い合わせください。

## 6 問い合わせ先

加須市役所総合政策部管理契約課

電話 0480-62-1111（内線394・396）

## 7 その他の注意事項

- (1) 有効期間内であっても「加須市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」により入札参加の停止を行うことがあります。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、参加資格を取り消すことがあります。
  - ①営業に関し必要な登録、免許、許可等の取り消しを受けたとき。
  - ②競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に、故意に虚偽の事項を記載したとき。
  - ③経済的信用を著しく欠くと認められたとき。
  - ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び同令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当することとなったとき。

### <参考 地方自治法施行令第167条の4>

（一般競争入札の参加者の資格）

**第百六十七条の四** 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### <参考 地方自治法施行令第167条の11第1項>

（指名競争入札の参加者の資格）

**第百六十七条の十一** 第百六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (3) 小規模契約希望者登録名簿に登録があるときは、競争入札参加資格が有効となった時点で小規模契約希望者登録名簿から抹消されます。なお、抹消等の通知の発送はいたしませんので、ご了承ください。

## II 競争入札参加資格審査 提出書類一覧

添付書類	法人・個人の別	法 人	個 人
提出書類チェックリスト		・商号又は名称は、代理人に委任する場合は、代理人を置く支店・営業所等の名称まで記入してください。	
競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)		・申請者の欄は、本店・本社の所在地（法人の場合は登記されている本店住所、個人の場合は印鑑証明書の住所）等を記入し <u>実印</u> （印鑑証明書にある印）を押印してください。	
競争入札参加資格希望業種 (様式第2号)		・競争入札参加希望業種及び取扱品目を業種別区分表から選択してください。 ・希望業種は最大5業種まで、業種中の取扱品目は、複数選択可です。	
免許・資格等一覧表 (様式第3号)		・免許・資格等がある場合は提出してください。（写し可）	
営業経歴書 (様式第4号)		・創業時から現在までの営業経歴を記載したもの ・欄内に「別添のとおり」と記入し、会社案内等を添付することでも可です。	
取扱銘柄一覧表 (様式第5号)		・主要取引先を記入してください。（代理店等に係る証明書類の添付不要）	
主な官公署契約実績 (様式第6号)		・主な官公署との契約実績について、 <u>5件を上限</u> に記入してください。 （別様式不可）	
委任状 (様式第7号)		・入札、見積り、契約、保証金の還付請求及び受領等を代理人に委任する場合に必要です。代理人を指定しないときは、提出不要です。	
組合構成員名簿 (様式第8号)		・協同組合、協業組合、企業組合等（官公需適格組合を除く）及び商店組合のみ提出してください。（写し可） ・組合規約又は組合の定款等、組合規約に準ずる書類（写し可）を提出してください。	
競争入札参加資格審査入力票 (様式第9号)		・他の提出書類と内容が不一致とならないよう十分確認してください。この書類を基に登録を行うため、記載内容に誤りがないか確認してください。	
誓約書 (様式第10号)		・申請者である本社、本店の所在地・名称・代表者職氏名を記入し、 <u>実印</u> （印鑑証明書にある印）を押してください。	
登記事項証明書 <写し可>		・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書で、 <u>申請日から3ヶ月以内に発行されたもの</u>	
身分証明書 <写し可>		不 要	・代表者のもので <u>申請日から3ヶ月以内に発行されたもの</u> ※本籍地の市区町村役場で発行
成年後見登記されていないことの証明書 <写し可>		不 要	・代表者のもので <u>申請日から3ヶ月以内に発行されたもの</u> ※東京法務局後見登録課（郵送可）又は地方法務局窓口で発行
印鑑証明書 <写し可>		・法務局に登録しているもので、 <u>申請日から3ヶ月以内に発行されたもの</u>	
申告所得税及復興特別所得税 又は法人税と消費税及 地方消費税の納税証明書 <写し可>		・事業所のある地域を所管する税務署で、 <u>申請日から3ヶ月以内に発行された</u> 、法人税と消費税及地方消費税の納税証明書（様式その3の3）	・事業所のある地域を所管する税務署で、 <u>申請日から3ヶ月以内に発行された</u> 、申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税の納税証明書（様式その3の2）
法人市民税又は 市民税の納税証明書 <写し可>		・市内に事業所を有する場合、 <u>申請日から3ヶ月以内に発行された</u> 、法人市民税の納税証明書（ <u>直近2事業年度分</u> ）	・市内に事業所を有する場合、 <u>申請日から3ヶ月以内に発行された</u> 、市民税の納税証明書（ <u>令和3・4年度の2年度分</u> ）
許可等にかかる証明書等 <写し可>		・許可、認可又は登録等を要する業種にあつては、当該許可、認可又は登録を受けたことを証明する書類で、 <u>申請日現在有効なもの</u>	
定型封筒(長3)		・審査結果通知の送付に使いますので、送付先を記載し、 <u>84円切手</u> を貼付してください。	

### Ⅲ 競争入札参加資格審査 提出書類記載要領

競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載にあたっては、下記の事項をよく読んで、誤りや記載漏れ等がないようにしてください。

〈一般的な注意事項〉

#### 1 提出書類について

- (1) 「写し可」の指定のないものは必ず原本を提出してください。
- (2) 用紙のサイズはA4判で統一し、「写し」については縮小・拡大してそろえてください。
- (3) 申請日付は、持参の場合は持参日、郵送等の場合は発送日（ただし、受付期間より前に発送する場合は、受付期間の初日。受付期間中に到着するよう留意。）を記入してください。
- (4) 提出書類チェックリストを表紙とし、チェックリストの順番どおりに書類を重ね、クリップ等で束ねて提出してください。ファイルとじ、ホチキス止め等はしないでください。

#### 2 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）について

- (1) 申請者の欄は、本店・本社の所在地（法人の場合は、登記されている住所、個人の場合は、印鑑証明書の住所）・名称・代表者職・氏名を記入し、実印（印鑑証明書にある印）を押印してください。
- (2) ①欄の「加須市と直接取引をする本店・支店及び営業所等」は、本市と直接取引（入札、契約、代金の請求等）をする本店・支店・営業所等を記入してください。個人で「代表者」の肩書が付く場合は、代表者 ○○○○と記入してください。  
なお、登記されている住所と事業（営業）活動の拠点となる場所が異なる場合や、支店・営業所等を記入する場合は、委任状（様式第7号）の提出が必要です。
- (3) ②欄の「使用印鑑届」は、代表者（代理人を定める場合は、代理人）が、見積り、入札、契約並びに保証金の還付請求及び受領等に使用する印を押してください。スタンプタイプの簡易印鑑（シャチハタ等）は極力使用しないでください。

#### 3 競争入札参加資格希望業種（様式第2号）について

- (1) 業種別区分表から競争入札参加資格を希望する業種の様式を使用し、取扱品目の申請区分に○を記入するとともに、直前2年間の平均売上高を記入してください。
- (2) 希望業種は最大5業種まで、業種中の取扱品目は複数選択可です。
- (3) 希望業種の様式のみ提出してください。
- (4) 取扱品目に「99 その他」を選択した場合は、必ず備考欄にその内容を記入してください。また、「99 その他」以外を選択した場合でも、扱える品が限られる場合は、備考欄にその内容を記入してください。
- (5) 31 建築物管理を希望する場合の用語の意味等は下記のとおりとなります。

「管理」：定期・不定期に検査・保守点検等を行う業務であり、常駐して行う業務ではありません。

「運転」：施設に常駐して行う業務です。

「その他」：「管理」、「運転」、「点検・検査」、「廃棄物処理」以外を申請する場合に、申請する業種を記入してください。

売上高は、取扱品目番号名称毎に直前2年間の平均売上額を記入してください。

(6) 下記は、次の登録区分で登録してください。

	業種	品目	備考欄
給水車	4 車両・部品修理	99 その他	給水車
デジタルカメラ	5 精密機器類	01 カメラ	
カーテン	16 装飾・舞台設備	06 カーテン・ブラインド	カーテン
一般廃棄物処理・運搬 (加須市の許可を有する場合)	31 建築物管理	28 廃棄物処理(一般廃棄物処理) 29 廃棄物処理(一般廃棄物運搬)	
一般廃棄物処理・運搬 (他市町村の許可を有する場合)	31 建築物管理	99 その他	一般廃棄物処理 一般廃棄物運搬
プール運営管理業務	31 建築物管理	99 その他	プール運営管理
遊具点検業務	38 物品機器保守点検業務	07 遊具	
計画策定業務 (建設コンサル(都市 計画部門)以外)	39 物品関連その他業務	17 計画策定	社会福祉計画 総合振興計画等
公金輸送業務	39 物品関連その他業務	99 その他	公金輸送

#### 4 免許・資格等一覧表(様式第3号)について

- (1) 「法人(個人事業主)の営業許可等」は、業務上必要な許可及び資格等を記入してください。
- (2) 「雇用者の免許・資格・登録等」には、1人で複数の資格を有する場合それぞれの該当項目に員数を記入してください。

#### 5 営業経歴書(様式第4号)について

- (1) 「沿革」の欄には創業時から現在までの営業経歴を記入してください。
- (2) 「事業所一覧」の欄には埼玉県内に存在する支社・営業所等を優先に記入してください。
- (3) 欄内に「別添のとおり」と記入し、会社案内のパンフレット等を添付することでも可です。

#### 6 取扱銘柄一覧表(様式第5号)について

- (1) 代理店・特約販売店、取扱メーカーについて、メーカー名を記入し、代理店・特約販売店又は取扱メーカーのうち該当するものに○印を記入してください。(証明する書類の提出は不要です。)



## 7 主な官公署契約実績（様式第6号）について

官公署との契約実績の主なものを、5件を上限として記入してください。（指定様式を使用してください。別様式不可。）

## 8 委任状（様式第7号）について

入札、見積り、契約並びに保証金の還付請求及び受領等の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出してください。複数の代理人を置くことはできません。

なお、登記されている住所と事業（営業）活動の拠点となる場所が異なる場合や、支店・営業所等を記入する場合も、委任状の提出が必要です。

## 9 組合構成員名簿（様式第8号）について

- (1) 協同組合、協業組合、企業組合等（官公需適格組合を除く）及び商店組合のみ提出してください。
- (2) 申請日現在の役職名、組合構成員氏名、その住所及び電話番号を記載した名簿と組合規約又は組合の定款等、組合規約に準ずる書類（写し可）等を添付し提出してください。

## 10 競争入札参加資格審査入力票（様式第9号）について

- (1) 他の提出書類と内容の不一致のないように十分確認してください。
- (2) E-mail アドレスは電話やFAXと同様に入札指名の通知や問い合わせ等の手段として使用することもありますので、代表メールなどを記入してください。なお、E-mail アドレスをお持ちでない場合は、未記入でもかまいません。
- (3) 代理人を指定しない場合、様式第9号の2枚目は提出の必要はありません。

## 11 誓約書（様式第10号）について

申請者である本社、本店の所在地・名称・代表者職氏名を記入し、実印（印鑑証明書にある印）を押してください。

## 12 登記事項証明書（商業登記簿謄本）について <写し可>

法人（協同組合、協業組合、企業組合等を含む。）のみ、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を提出してください。また、証明書は、申請日から3ヶ月以内に発行されたもので、現状を反映されているものに限りです。

## 13 身分証明書について <写し可>

個人事業主（商店組合等を含む。）のみ提出してください。身分証明書とは、本籍地の市町村長が発行する成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得な

い者（特別な理由のある者を除く）でないことを証明するものです。また、証明書は、申請日から3ヶ月以内に発行されたもので、現状を反映されているものに限りま

#### 14 成年後見登記されていないことの証明書について <写し可>

個人事業主（商店組合等を含む。）のみ提出してください。この証明書は、成年後見登記制度が戸籍の記載から登記へと変更された平成12年4月1日以降に成年被後見人、被保佐人、被補助人となっていないことを法務局が証明するものです。また、証明書は、申請日から3ヶ月以内に発行されたもので、現状を反映されているものに限りま

#### 15 印鑑証明書について <写し可>

法人の場合は、法務局に登録しているもの、個人の場合は、市区町村に登録している代表者のもので、申請日から3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

#### 16 申告所得税及復興特別所得税又は法人税と消費税及地方消費税の納税証明書について <写し可>

事業所のある地域を所管する税務署で、申請日から3ヶ月以内に発行された国税の未納税額がないことの証明書（法人の場合は、様式その3の3 法人税と消費税及地方消費税の納税証明書を、個人の場合は、様式その3の2 申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税の納税証明書）を提出してください。

#### 17 法人市民税又は市民税の納税証明書について <写し可>

市内に事業所がある法人の場合は、直近2事業年度分の法人市民税の納税証明書、市内に事業所がある個人の場合は、令和3・4年度分の2年度分の市民税の納税証明書で、申請日から3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。（完納証明書でも可。ただし、代理人が申請する場合は、委任の上、来庁者の本人確認書類を持参すること）

#### 18 許可等にかかる証明書等について <写し可>

- (1) 希望する業種品目で営業の許可、資格等が必要な場合は提出してください。
- (2) 申請日現在有効な証明書等を提出してください。
- (3) 許可、認可又は登録等が必要な業種の品目にあつて、許可、認可又は登録等を受けていない場合は、申請をすることはできません。
- (4) 許可更新申請中の場合には、更新申請書の副本（許可行政庁の受理印のあるもの）の写しを提出してください。

#### 19 定型封筒について

定型封筒（23.5cm×12cm）に審査結果通知の送付先を記載し、84円切手を貼付したものを提出してください。

## IV 申請後の注意事項

### 1 変更届について

(1) 申請後、次に掲げる事項に変更があった場合には、直ちに必要な書類を添えて、競争入札参加資格変更届を加須市役所管理契約課へ持参又は郵送で提出してください。

	変更事項	添付書類
①	商号又は名称（法人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）又はこれに類するもの（変更日が確認できるもの）の写し</li> <li>委任状（様式第7号）（代理人を指定している場合）</li> </ul>
	商号（個人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し （許可（登録）を有していない者は不要）</li> </ul>
②	本店・主たる営業所の所在地（法人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）又はこれに類するもの（変更日が確認できるもの）の写し</li> <li>許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可（登録）を有していない者は不要）</li> </ul>
	住所・主たる営業所の所在地（個人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票等（所在地・変更日が確認できるもの）の写し</li> <li>許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可（登録）を有していない者は不要）</li> </ul>
③	代表者（法人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）又はこれに類するもの（変更日が確認できるもの）の写し（代表者の身分（元）証明書は不要）</li> <li>委任状（様式第7号）（代理人を指定している場合）</li> </ul>
	代表者の改名（法人）	
	事業主の改名（個人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票（変更日が確認できるもの）の写し</li> <li>印鑑証明書の写し</li> </ul>
④	本店・主たる営業所の電話番号・FAX番号・電子メールアドレス	添付書類不要
⑤	代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>委任状（様式第7号）</li> </ul>
	代理人の改名	<ul style="list-style-type: none"> <li>委任状（様式第7号）</li> <li>住民票（変更日が確認できるもの）の写し</li> </ul>
	代理人の役職名	<ul style="list-style-type: none"> <li>委任状（様式第7号）</li> <li>営業所一覧表</li> </ul>
	代理人を置く営業所の所在地	
⑥	代理人を置く営業所の電話番号・FAX番号・電子メールアドレス	添付書類不要
⑦	許可（登録）の有無（登録部門の変更を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔許可（登録）取得など〕</li> <li>・許可（登録）通知書（証明書）などの写し</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>〔許可（登録）取消など〕</li> <li>・許可（登録）取消通知書などの写し</li> </ul>
		〔許可（登録）切れなど〕添付書類不要
⑧	組合役員・組合員	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員名簿・組合員名簿</li> </ul>

- ・必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求める場合があります。
- ・資本金の変更等の更新は、届出の必要はありません。
- ・変更届は、代表者名で作成してください。代理人名では不可とします。
- ・届出部数は1部です。
- ・加須市の受付番号を記入してください。
- ・代表者、代理人、商号又は名称が変更のときはフリガナを付してください。
- ・住所変更（代表者・代理人）の場合は、郵便番号、電話番号及び FAX 番号を忘れずに記入してください。
- ・振込先口座等の変更は会計課への届けが別に必要となります。

(2) 申請後、次に掲げる事項に該当するときには、直ちに届け出てください。

- ・営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- ・営業停止命令を受けたとき、又は金融機関から取引を停止されたとき。
- ・成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者（特別な理由のある者を除く。）となったとき
- ・事業主が死亡したとき、又は法人が解散したとき。

## 2 承継申請書（様式第11号）について

申請後に相続、合併又は営業譲渡（個人業者の法人化を含む。）により、競争入札参加資格者から当該営業の一切を継承し、競争入札参加資格を承継しようとするときは、営業の一切を継承した日から90日以内に、競争入札参加資格承継申請書（様式第11号）に関係書類等を添付し、加須市役所管理契約課に提出してください。

提出書類：承継申請書、新・旧履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）、印鑑証明書（承継先）、委任状（代理人を置く場合）、営業に係る許可書・登録証明書等

※提出前に1度管理契約課までご相談ください。

## 3 参加資格の抹消について

申請後、次に掲げる事項に該当するときには、競争入札参加資格の登録を抹消することがあります。

- ・成年被後見人、被保佐人、被補助人並びに破産者で復権を得ない者（特別な理由のある者を除く。）又は地方自治法施行令第167条の4第2項の規定及び同令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により加須市の入札に参加させないこととされた者となったとき。
- ・金融機関から取引を停止されたとき。
- ・事業主の死亡又は法人の解散から90日を経過したとき。
- ・登録されている業務又は業種についての営業を廃止したとき。
- ・競争入札参加資格者から登録の抹消を申し出たとき。
- ・変更届を必要とする事項についての届け出を怠ったとき。
- ・営業停止命令、営業の休止及び再開になったことについての届け出を怠ったとき。
- ・競争入札参加資格審査申請書、変更届、承継申請書又はそれぞれの添付書類に虚偽の記載をしたとき。